

電子手形サービスの概要と沖縄実証実験について

金融審議会金融分科会第二部会
情報技術革新と金融制度に関するWG
合同会合資料

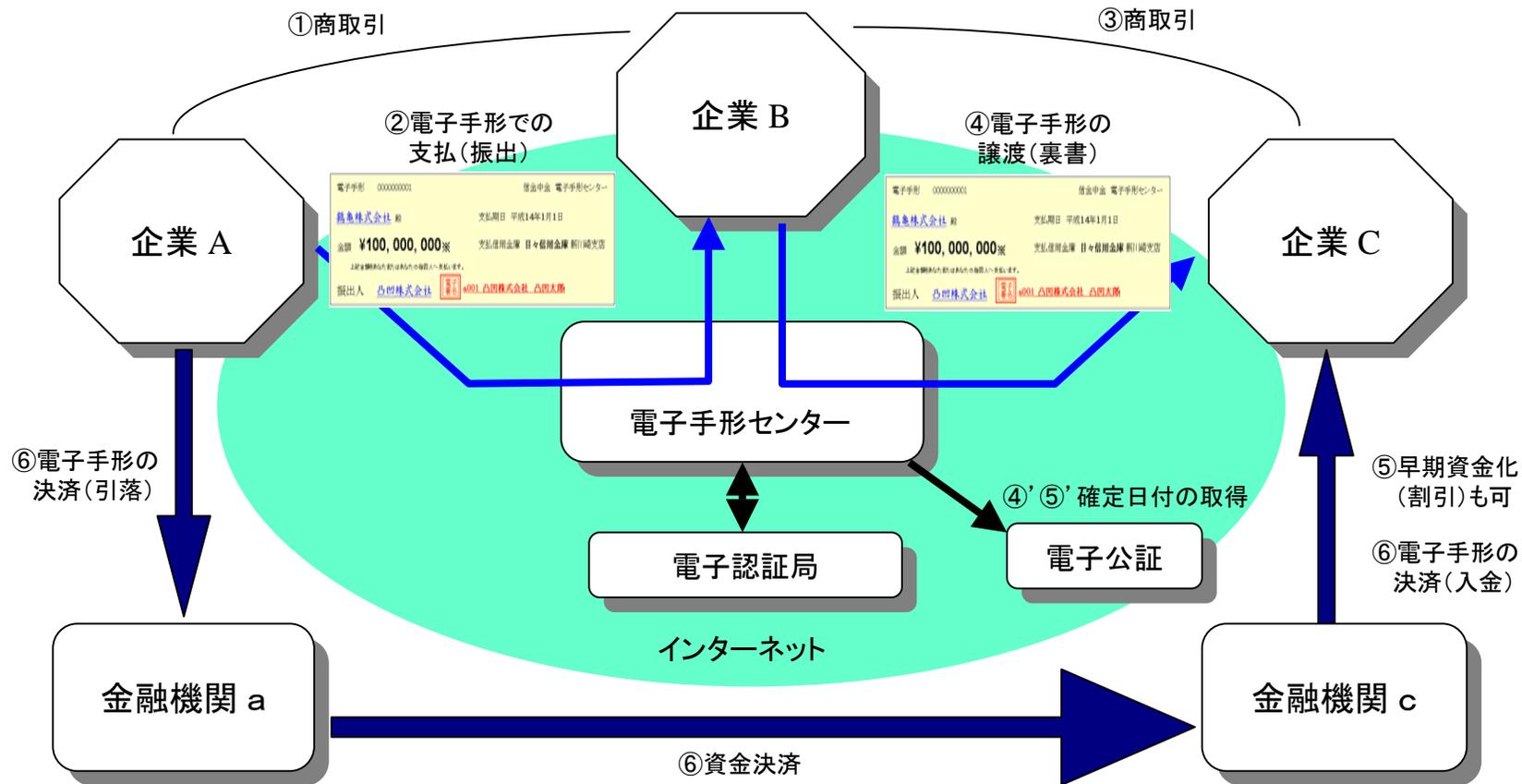
平成18年9月21日(木)



I . 電子手形サービスの概要

1. 電子手形サービスとは

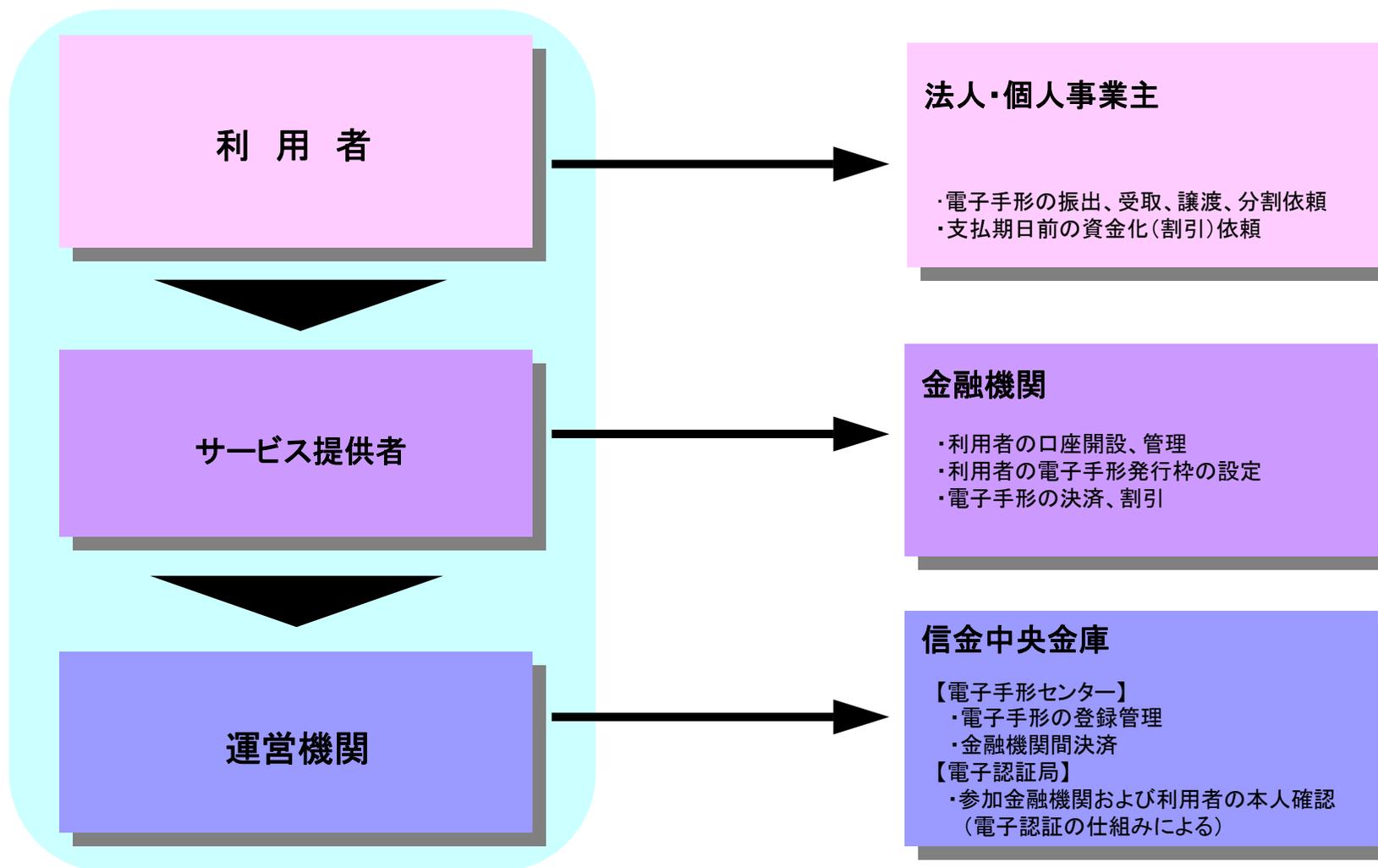
- 電子手形サービスは、支払情報(支払金額、支払期日、受取人)を電子化して、従来の企業間信用取引をインターネット上で行う決済サービス
- 企業にとっては、現物の手形と類似した使い方ができるほか、振込やファクタリングの代替としても利用が可能



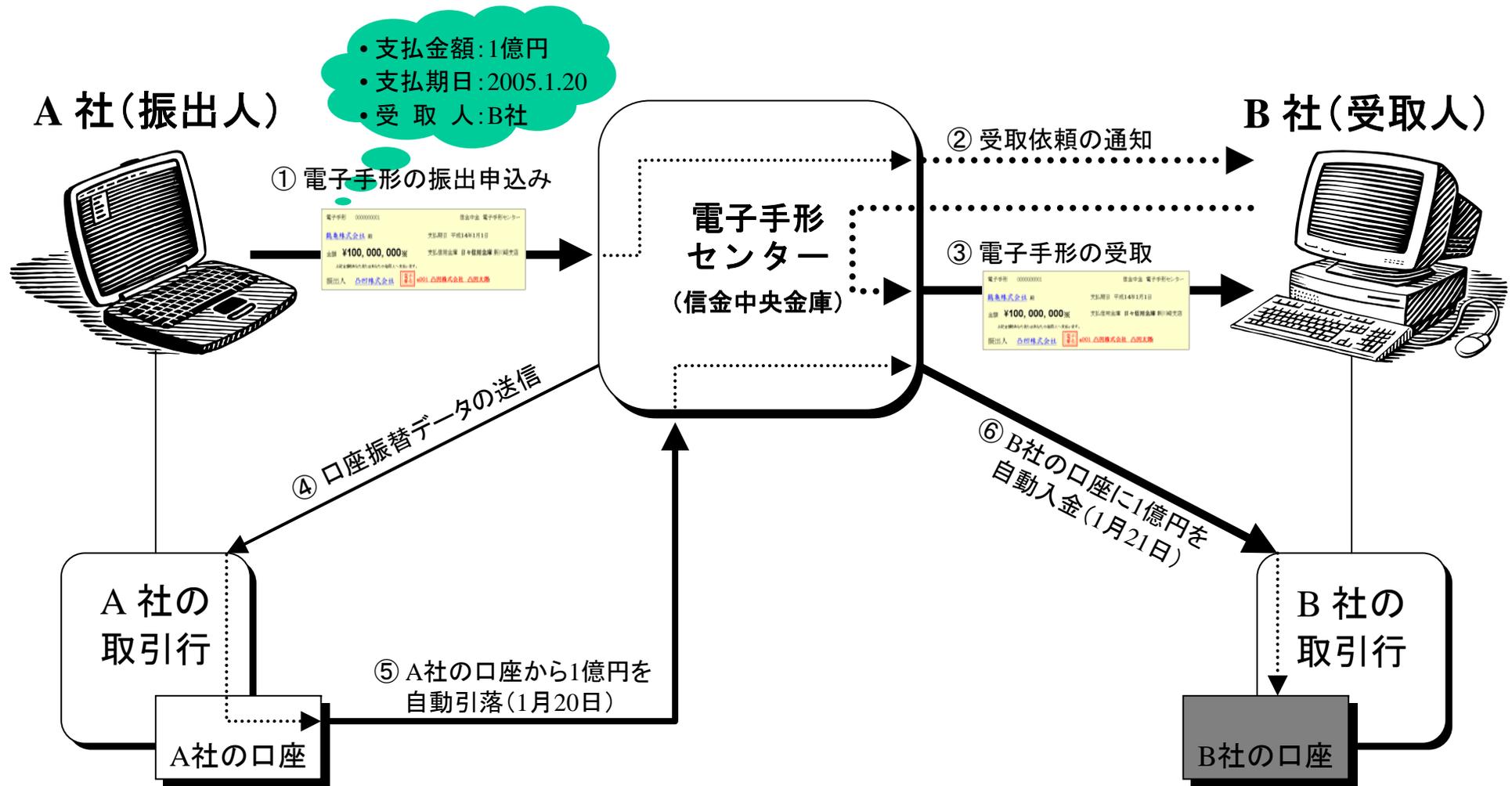
※ 電子手形は、手形法上の手形ではありません

2. 電子手形サービスの全体像

- 企業(法人・個人事業主)は、電子手形サービスを提供する金融機関を通じて、電子手形センターに申込みすることにより、電子手形サービスを利用することが可能
- 「電子手形センター」および「電子認証局」については、当面の間、信金中央金庫が運営

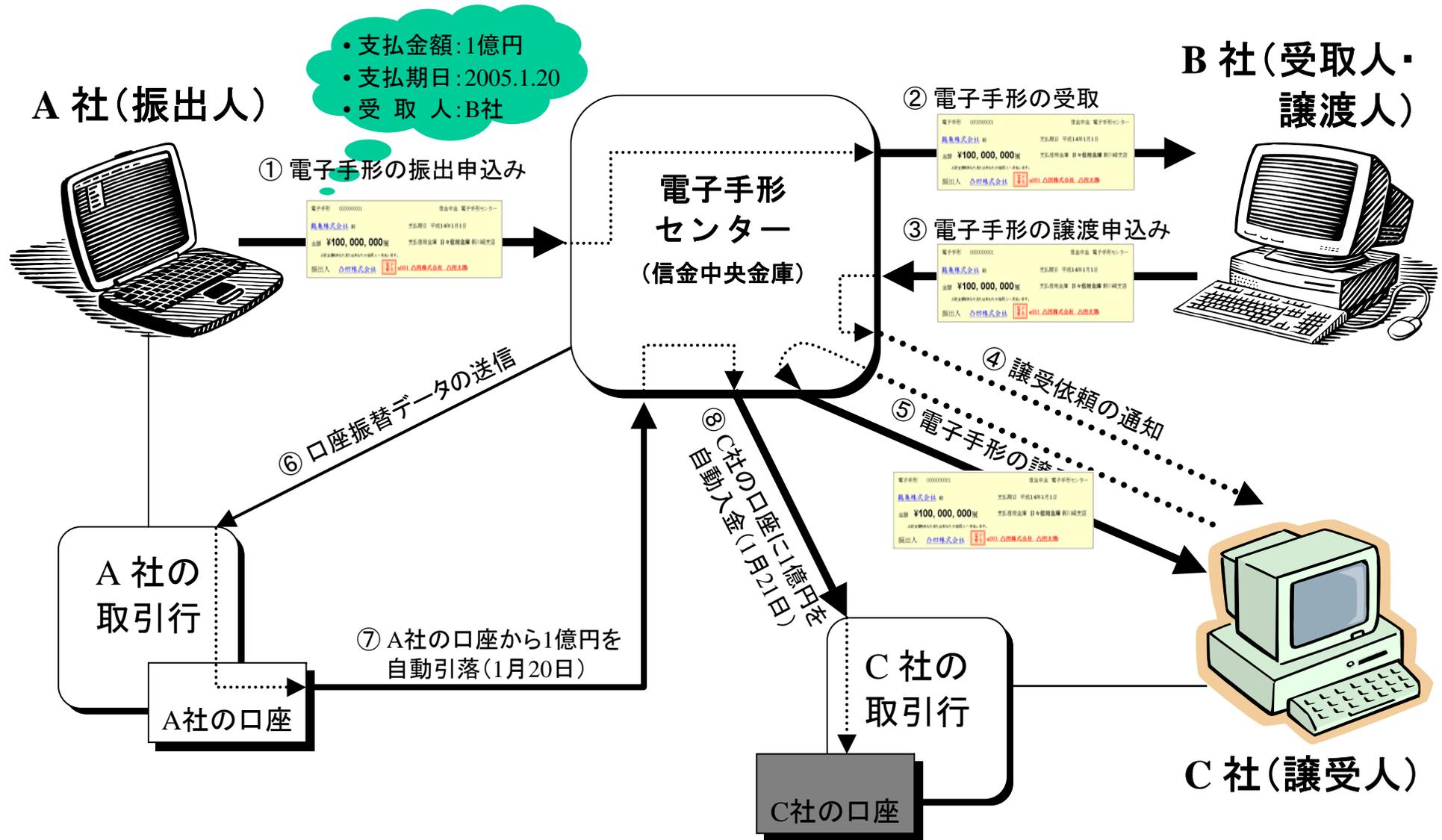


3. 電子手形の振出、受取



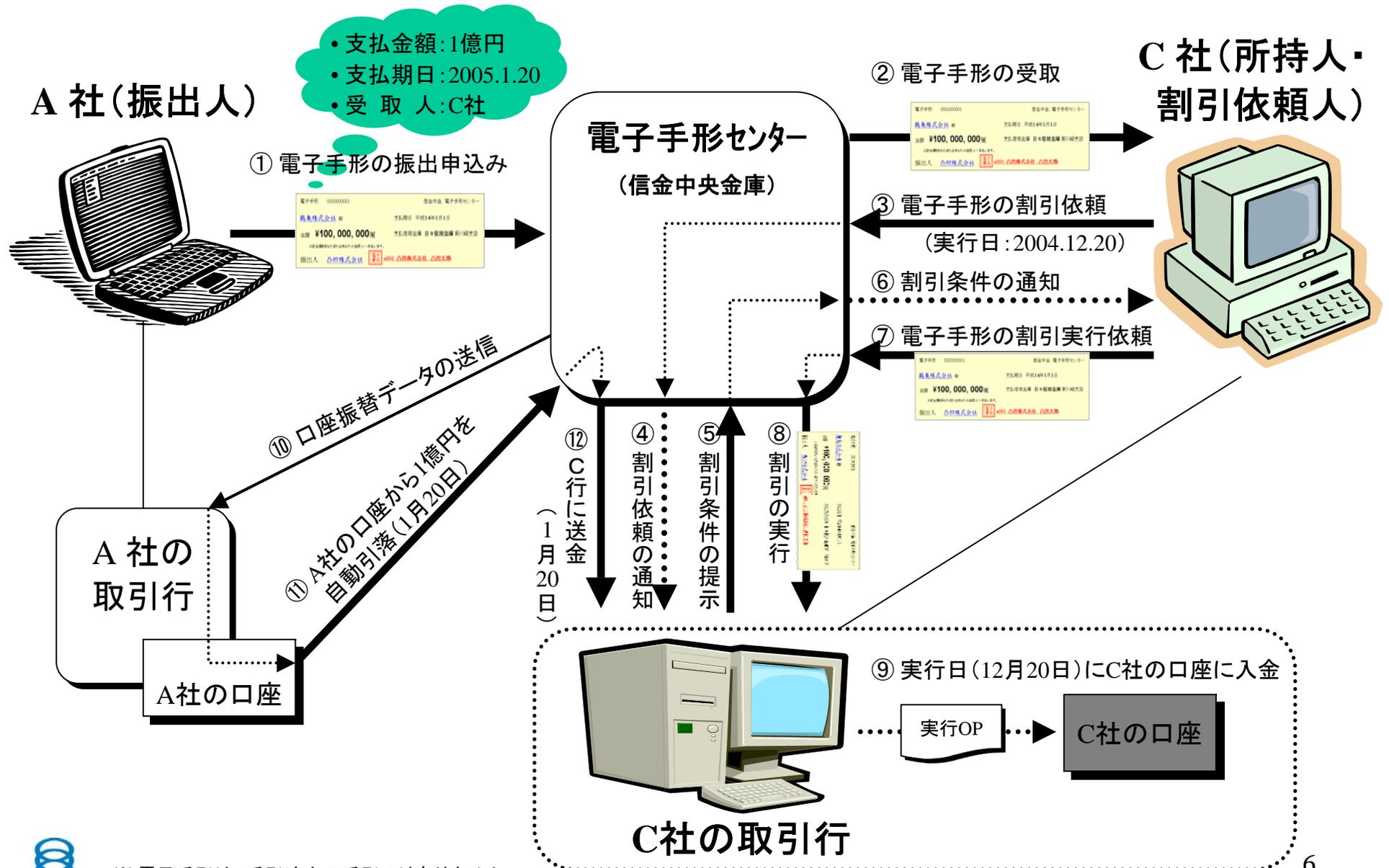
※ 電子手形は、手形法上の手形ではありません。
電子手形サービスを利用する企業は、あらかじめ金融機関に申込みを行った企業に限られます。
受取側へは、支払期日の翌営業日に入金されます(支払期日には入金記帳されません)。

4. 電子手形の譲渡、譲受



※ 電子手形は、手形法上の手形ではありません。
 電子手形サービスを利用する企業は、あらかじめ金融機関に申込みを行った企業に限られます。
 受取側へは、支払期日の翌営業日に入金されます(支払期日には入金記帳されません)。

5. 電子手形の割引



※ 電子手形は、手形法上の手形ではありません。
 支払期日に振出人の口座から電子手形金額の引落ができない場合、割引依頼人は買戻義務を負います。

6. 電子手形の分割

電子手形の分割機能

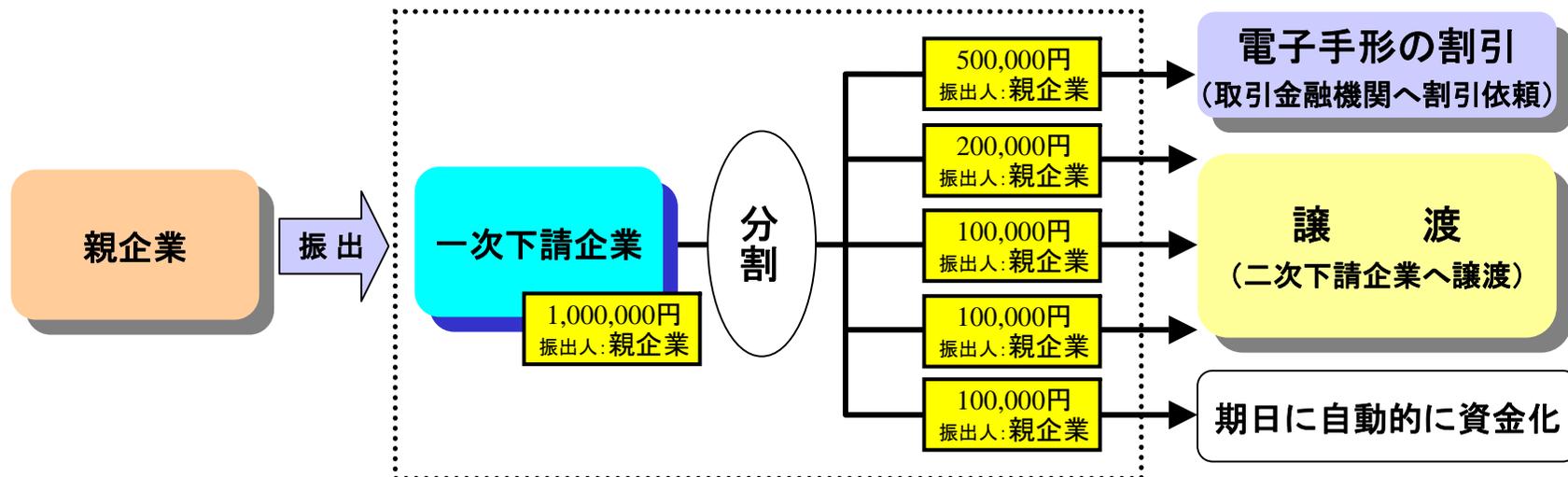
- 受取人は、1件の電子手形を最大5件の電子手形に分割することが可能
- 受取人は、それぞれ異なる金額に分割することもでき、多様な商取引に対応可能

一次下請企業が二次下請企業への支払いを手形で行う場合、二次下請企業からは「信用性の高い親企業が振出した手形の譲渡」を求められることが多い。

したがって、一次下請企業は、二次下請企業に譲渡する手形の枚数分だけ振出すよう親企業に依頼する必要があり、親企業、一次下請企業ともに負担となっていた。

これに対し、本サービスの分割機能は、親企業が振出した電子手形を一次下請企業自らが分割することが可能である。

《電子手形の分割の例》



7. 効果

＝事務効率化・コスト削減にも寄与＝

◆パソコンが1台あれば利用可能

【企業のメリット】

○ 資金調達手段の多様化・迅速化

- 印紙税が課税対象外
- ペーパーレスで、現物管理・期日管理が不要
- 盗難リスク・紛失リスクがない
- 手形発行・受取等に係るコスト削減、事務効率化に寄与
- 過去の取引履歴を参照可能
- 振出情報を仮登録し、後で権限者が決裁することが可能
- 支払データの作成により、大量データの登録が可能

【金融機関のメリット】

● 運用手段の多様化

- 利用企業の資金繰把握の充実
- 手数料の確保(フィービジネスの機会拡大)
- 中小企業を対象としたサービスとして展開可能
- ネット上での処理による業務の効率化
- 割引処理の集中化

Ⅱ. 沖縄県における 「電子手形サービス導入実証実験」の概要

1. 導入の検討経緯

◆ 沖縄県主導による検討(平成16年4月～5月)

検討メンバー：沖縄県、名護市、金融機関、日銀、商工会議所、商工会連合会、信金中金

◆ 沖縄県銀行協会による検討(平成16年6月～8月)

検討メンバー：沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、信金中金

- － 県主導の検討会を受けて、金融機関の事務・システム面を中心に検討を開始
- － 電子手形システムの視察、先に導入実績のある静岡県企業・信用金庫にヒアリングを実施
- － 8月の理事会において、17年3月までの期間限定による実証実験を各行の判断で実施することを決議

◆ 実証実験の実施に向けた具体的な検討(平成16年8月～12月)

検討メンバー：沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、信金中金

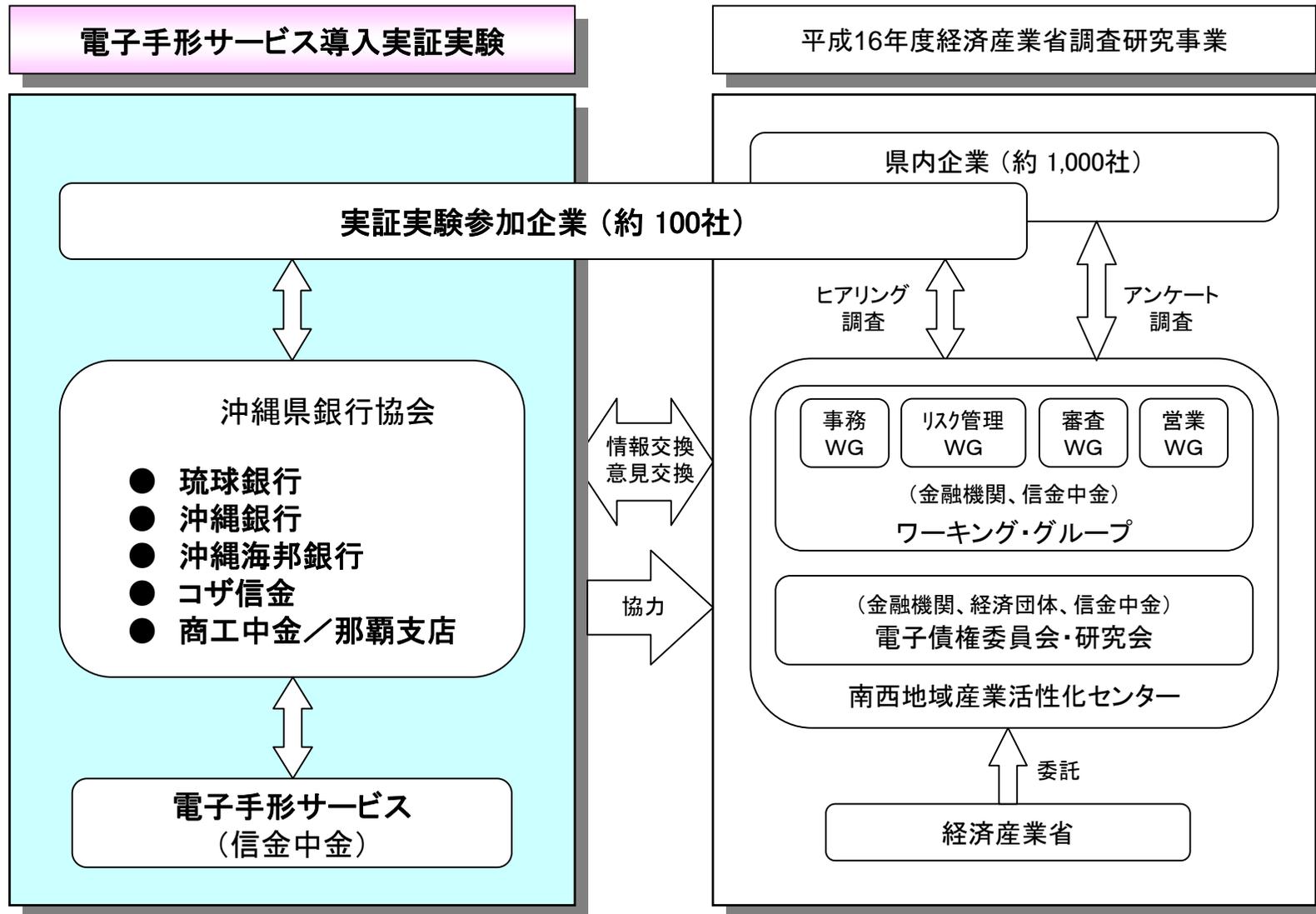
- － 各行庫の総合企画部門による連絡会を設置
- － 事務・システムに加えて、融資審査、リスク管理、営業推進面の検討を実施
- － 金融機関間決済等のシステム仕様を決定
- － 各行庫において、決済・割引等の事務フローを作成
- － 契約書等のリーガルチェックを実施し、各行庫と信金中金との間で業務委託契約を締結
- － 参加依頼企業を選定し、実証実験の内容および電子手形サービスの説明を実施(企業総数100社以上)
- － 企業との契約締結(電子手形、電子認証)開始
- － 11月末～12月初、全行庫参加による最終確認テスト実施。12月6日実証実験スタート

◆ 経済産業省による平成16年度調査研究事業(沖縄調査事業)

委託先：(財)南西地域産業活性化センター 委託期間：平成16年11月～平成17年3月

- － 経済産業省は、「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業」の中で、沖縄の実証実験を調査
- － 実証実験を通して、電子債権に関する金融機関および事業会社のニーズや課題を把握

2. 実証実験体制



3. 取り組み実績

電子手形サービス利用状況(17年3月31日現在)

(単位:件、円)

	参加企業数	取引実績企業数	取引件数					
			振 出	分割	譲渡	割引	決済完了	
							出金	入金
取引件数	125	120	511	46	7	12	572	572
取引金額			649,265,781			5,207,148	649,265,781	649,265,781

※ 管理機関に求められる要件

◆ 利用者にとって利便性のある制度とするために・・・

【決済の同期性の確保】

- ・債務者による支払と管理機関による支払等登録の同期性確保の観点から、管理機関の資格要件を検討することが望ましいのではないか。
- ・利用者(債務者)の利便性向上のため、管理機関に支払うことで支払等がなされたとするべきではないか。

【適切なセキュリティ確保】

- ・管理機関が対応すべきセキュリティ水準を明確にする必要はないか。

【取引の安全性の確保】

- ・現行の手形交換制度に類似した仕組みを検討する必要はないか。(取引停止処分等)
- ・不適切な参加者を排除する観点から、ブラック情報を管理機関同士で共有できる仕組みを構築する必要はないか。

【管理機関が複数並存することの是非】

- ・利用者にとっては、複数の管理機関が並存することにより、取引先に応じて複数の管理機関を使い分けざるを得なくなるケースが想定され、かえって普及の阻害要因ともなりかねない。よって、全ての登録原簿を一括して管理する管理機関を創設し、利用者は自社のメインバンクを通じて登録・譲渡等ができる仕組みが望ましいのではないか。
- ・管理機関は、登録された全ての情報を見ることができる立場にあることから、管理機関は中立的な存在であることが望ましいのではないか。